

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理点検特例認定を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽の表示除去・消印命令
概要	<p>防災管理点検に関する特例の認定を受けた建築物その他の工作物は総務省令で定める表示を付すことができますが、消防長又は消防署長は、当該防火対象物が、特例基準に適合しないに表示している場合又は総務省令で定める表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又は消印を付すべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、第8条の2の2第4項、第8条の2の3第8項、第36条第1項（https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/）
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。 ・ 消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第8項 前条（第8条の2の2）第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	